

# 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

## 年金特別徴収とは

公的年金を受けている方の納税の便宜を図る目的で、公的年金を支給する際に個人住民税(特別区民税・都民税)を差し引いて行う徴収のことです。

## 対象

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給している方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

ただし、次に該当する方は対象になりません。

- 年金収入のみの方(65歳以上)で公的年金所得だけでは非課税となる方(例えば単身の方は年金収入額155万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額211万円以下の方)
- 公的年金から差し引く住民税額が老齢基礎年金額を超える方
- 中央区で介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- 配当割控除額または株式等譲渡所得割控除額が均等割額以上ある方

◎対象となる年金は老齢基礎年金などの老齢、または退職を支給事由とする公的年金です。

◎特別徴収の対象税額は、前年中の公的年金所得に係る個人住民税の

所得割額および均等割額となります。

## 年金仮徴収

令和2年度における年金からの特別徴収は、2月分まで行いました。その後、年金特別徴収額の6分の1の額を1回分として4・6・8月分の徴収額とする仮徴収制度が始まっています。

ただし、この金額はあくまでも仮に設定されていますので、令和3年度の住民税額を決定する6月に、決定した税額との調整を行い、その上特別区民税・都民税納税通知書記載イメージ

公的年金からの特別徴収は、公的年金受給者の納税の利便や区市町村における徴収の効率化を図る観点から行われています。

普通徴収		
期別	納期限	納付税額(円)

引き続き前年度から年金特別徴収となる場合、納付額はありませぬ。他に普通徴収税額がある場合や年金特別徴収初年度の場合は表示されます。

年金特別徴収(今年度徴収分)		
回数	納期限	納付税額(円)
第1回	令和3年 4月分	10,000
第2回	令和3年 6月分	10,000
第3回	令和3年 8月分	10,000
第4回	令和3年10月分	2,000
第5回	令和3年12月分	2,000
第6回	令和4年 2月分	2,000

年金特別徴収のうち、4月支給分以後の仮徴収金額を表示しています。

年金特別徴収のうち、10月支給分以後の本徴収税額を表示しています。

年金特別徴収(翌年度仮徴収分)		
回数	納期限	納付税額(円)
第1回	令和4年 4月分	6,000
第2回	令和4年 6月分	6,000
第3回	令和4年 8月分	6,000

翌年度に年金支給額から仮徴収を行う金額を表示しています。この金額は前年度分の年金特別徴収税額を6等分した額になります。

納税通知書では左の図のように記載されます。

で本徴収を実施します。なお、税額の計算結果によっては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更をして納付書によって納めていただく場合や、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。

計算結果は、6月10日(木)に発送する「特別区民税・都民税納税通知書」に記載をしていますので、ご確認ください。

## 納税通知書記載内容

納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。

- ・本年度特別徴収税額(仮徴収分4・

- 6・8月徴収分と本徴収分10・12・2月徴収分)
  - ・翌年度仮徴収額(翌年4・6・8月徴収分)
  - ・普通徴収税額(公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額)
  - ・給与から特別徴収される税額
- ◎令和3年度の住民税が仮徴収分を下回っている場合は、別途還付通知書をお送りしますので、ご了承ください。
- ☎(3546)5270

年金特別徴収 令和2年度(初年度)  
例 年税額 60,000円 の場合

普通徴収(個人納付)		特別徴収(本徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月
15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

年金特別徴収 令和3年度(次年度)  
例 年税額 36,000円 の場合

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,000円	10,000円	10,000円	2,000円	2,000円	2,000円

## 令和3年度

# 国民健康保険料納入通知書の送付

令和3年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬に全加入世帯へ郵送します。

保険料は、確定した令和2年中の所得を基に計算します(別表1のとおり)。

## 均等割額軽減制度

世帯の所得が一定以下の場合、保険料の均等割額が軽減されます(別表2のとおり)。

## 納付方法

保険料の支払いは、6月から翌年3月までの10回割です。通知書には、各月納期分の納付書と、1年間分の全納用納付書を付けています。一括で納付できる方は、ご協力ください。

## 納付方法が年金からの天引きの方

- 2カ月に一度の年金受給月に保険料を天引きします。対象は、次の条件を全て満たす世帯です。
- ・世帯主が国保被保険者
- ・世帯全員が65歳~74歳
- ・世帯主が年間180,000円以上の年

金を受給し、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1以下

## 口座振替による納付方法への変更

年金からの天引きとなる世帯も、申請により口座振替による納付に変更することができます。

## 会社などの健康保険に加入していた方の旧被扶養者への保険料負担軽減措置

会社などの健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その方の扶養となっていた方(旧被扶養者)が新たに国民健康保険へ加入された場合には、申請により保険料の所得割額を免除し、均等割額を資格取得月以後2年を経過する月まで半額にする減免措置があります。

◎65歳以上の方に限ります。

## 所得申告

一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もありますので、世帯の中で令和2年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入

の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。

## 保険年金課資格係

☎(3546)5362

別表1

基礎分保険料(加入者全員が納める保険料)		限度額は世帯で630,000円
均等割額	1人当たり 38,800円×加入者数	
+		
所得割額	加入者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0713	
→		限度額は世帯で190,000円
均等割額	1人当たり 13,200円×加入者数	
+		
所得割額	加入者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0241	
→		限度額は世帯で170,000円
均等割額	1人当たり17,000円×第2号被保険者数(※)	
+		
所得割額	第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0165	

(※)第2号被保険者：40~64歳の方  
なお、65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。

◎賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除430,000円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)を指します。

別表2

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
世帯主と加入者全員の総所得金額等の合計が430,000円+(給与所得者等の数-1)×100,000円以下	7割
世帯主と加入者全員の総所得金額等の合計が430,000円+(給与所得者等の数-1)×100,000円+(285,000円×被保険者数)以下	5割
世帯主と加入者全員の総所得金額等の合計が430,000円+(給与所得者等の数-1)×100,000円+(520,000円×被保険者数)以下	2割

◎加入者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含みます。  
◎軽減判定は、令和3年4月1日(令和3年4月2日以降に新規加入した世帯は、資格取得日)時点の世帯状況により行います。  
◎給与所得者等は、世帯内の給与所得者および公的年金所得者を指します。  
◎給与所得者とは、給与などの収入金額が550,000円を超える方を指します。  
◎公的年金所得者とは、年齢65歳未満で当該公的年金の金額が600,000円を超える方または年齢65歳以上で当該公的年金の金額が1,100,000円を超える方を指します。

## 中央区国民健康保険

# 「データヘルス計画」保健事業の実施

区では、国民健康保険に加入している方を対象に、健康寿命の延伸や生活習慣病重症化予防対策として、レセプト(診療報酬明細書)データと特定健診結果などを分析し、健康に関わる保健事業を下記のとおり実施します。ぜひご活用ください。

なお、委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などの連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。生活習慣病治療中断者および健診異常値放置者受診勧奨事業  
生活習慣病の受診歴がある方で治

療中断が確認された対象の方には7月、健診結果に基準値を超える数値があった方で医療機関未受診の方には9月下旬に受診勧奨の案内を郵送します。

## 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病で医療機関へ通院中の方に対し、保健師、管理栄養士などの専門職が糖尿病の重症化を予防するための相談支援を行います。6月下旬に対象の方へ郵送でご案内します。

## 受診行動適正化指導事業(訪問健康相談)

1カ月に多数の医療機関を受診している方、同じ薬を複数の医療機関からもらっている方に対し、医療機関のかかり方などについて、保健師などの専門職が相談や助言を行います。6月に対象の方へ郵送でご案内します。

## 保険年金課給付係

☎(3546)5361